定期預金共通規定

1. (証券の受入)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が 決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。 不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、お取引店で返却 します。

2. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄 (通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章 により記名押印してお取引店に提出してください。
- (2) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともにお取引店に提出してください。
- (3) 前第二項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始して後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻請求でなければ、払戻し出来ません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

3. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所 その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によっ てお取引店に届出てください。この届出の前に、届出を行わ なかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を 負いません。
- (2) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の 支払いまたは証書・通帳の再発行は、当金庫所定の手続をし た後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人 を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも 同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

5. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、 払戻し請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の 事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払 戻しとします。

6. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れすること はできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合 には、当金庫所定の書式により行います。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記第8条第3項第1号、第2号AからFおよび 第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ 後記第8条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一 にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断り するものとします。

8. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、証書・通帳および届出 の印章を持参のうえ、お取引店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称(氏名)、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかに なった場合または預金口座の名義人の意思によらず に開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第6条(譲渡、質入れ等の禁止) の第一項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、 またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して 虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した 場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは 特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を 用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合に

は、証書もしくは通帳・届出印ならびに本人確認資料を持参のうえ、お取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生 じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務(借入金の ほか各種手数料債務、保証債務等を含む。)と相殺する場合 に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺 することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対 する債務を保証するため、もしくは第三者の当金庫に対する 債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質 権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとしま す
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。預金証書は届出 印を押印して、通帳式の場合は、通帳とともに当金庫所 定の払戻請求書に届出印を押印し通知と同時に当金庫 に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 前2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第一項により相殺する場合の利息等ついては、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺 通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は 約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第一項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第一項により相殺する場合において借入金の期限前弁済 等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによる ものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金 庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺するこ とができるものとします。

10. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その 他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の 4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の 規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インタ ーネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知 します。

(3) 前項によるこの規定の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、別に定める「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る共通規定が適用されるものとします。

以 上